

財団法人 鹿児島県建設技術センター寄附行為

財団法人 鹿児島県建設技術センター寄附行為

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、財団法人鹿児島県建設技術センターという。

(事 務 所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を鹿児島市におく。

(目 的)

第 3 条 この法人は、建設に関する技術及び事務の改善向上を図り、鹿児島県内における建設事業の振興発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 建設事業に関する技術及び事務の研修
- (2) 建設事業に関する広報
- (3) 建設事業に関する設計積算の受託
- (4) 建設事業に関する施工管理の受託
- (5) 建設事業に関する工事材料の試験及び調査研究
- (6) その他この法人の目的を達するために必要な事業

第 2 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 5 条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 寄附金品
- (3) 資産から生ずる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(資産の種別)

第 6 条 資産は、基本財産及び運用財産の 2 種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の処分の制限)

第 7 条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、やむを得ない理由があるときは、理事会において、理事 4 分の 3 以上の同意を得、かつ、主務官庁の承認を得て、これを処分し、又は、担保に供することができる。

(資産の管理)

第 8 条 資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の決議により定める。

2 基本財産のうち、現金は、郵便官署若しくは確実な金融機関に預け入れ、信託会社に信託し、又は国債その他確実な有価証券にかえて、保管しなければならない。

(経費の支弁)

第 9 条 この法人の経費は、運用財産をもって支弁する。

(予算及び決算)

第10条 この法人の収支予算は、年度開始前に理事会の議決により定め、収支決算は、年度終了後2箇月以内に、その年度末の財産目録とともに、監事の監査を経て、理事会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第11条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第 3 章 役 員

(種別及び選任)

第12条 この法人に、役員として、理事(理事長、副理事長、専務理事及び常務理事を含む。)8人以上12人以内及び監事1人以上2人以内を置く。

2 理事及び監事は、評議員会において選任する。

3 理事長は、理事の互選により定める。

4 理事長は、必要があると認めるときは、理事のうちから1人を副理事長、1人を専務理事、2人を常務理事とすることができる。

5 理事の構成は、同一の親族(3親等以内の親族及びこの者と特別の関係にある者をいう。第25条第3項において同じ。)、特定の企業の関係者(役員、使用人、大株主等をいう。第25条第3項において同じ。)又は所管する官庁の出身者の数が、それぞれ理事現在数の3分の1を超えてはならない。

また、同一の業界の関係者の数は、理事現在数の2分の1を超えてはならない。

6 理事、監事及び評議員は、相互に兼ねることができない。

(職 務)

第13条 理事は、理事会を構成し、会務の執行を決定する。

2 理事長は、この法人の業務について、この法人を代表し、会務を統轄する。

3 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

4 副理事長、専務理事及び常務理事は、あらかじめ理事長の定めるところにより、理事長を補佐し、業務を処理し、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

5 監事は、民法第59条の職務を行う。

(任 期)

第14条 役員の任期は、2年とする。ただし、補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

3 役員は、辞任した場合又は任期満了の場合においても、後者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解 任)

第15条 役員に、役員としてふさわしくない行為があったときは、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の同意により、その役員を解任することができる。

2 前項の規定により役員を解任しようとするときは、その役員にその旨をあらかじめ通知するとともに、解任の議決を行う理事会及び評議員会において、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

(参 与)

第16条 この法人に参与をおくことができる。

2 参与は、理事長が理事会の同意を得て委嘱する。

3 参与は、この法人の運営上必要な事項について、理事の諮問に応じる。

第 4 章 理 事 会

(構 成)

第17条 理事会は、理事をもって構成する。

(権 能)

第18条 理事会は、この寄附行為に別に規定するもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び予算に関すること
- (2) 事業報告及び決算に関すること
- (3) その他この法人の運営に関する重要な事項

(招 集)

第19条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事又は監事から会議の目的たる事項を示して請求があったときは、理事長は、速やかに理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するには、理事に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時、場所を示して、あらかじめ文書をもって通知しなければならない。

(議 長)

第20条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定 足 数)

第21条 理事会は、理事3分の2以上の出席がなければ、開会することができない。

(議 決)

第22条 理事会の議事は、この寄附行為に別に規定するもののほか、出席理事の過半数の同意をもって決する。

(書面表決等)

第23条 やむを得ない理由のために、会議に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条の規定の適用について、出席したものとみなす。

(議 事 録)

第24条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 理事の現在数
- (3) 会議に出席した理事の氏名(書面表決者及び表決委任者を含む。)
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過

2 議事録には、出席理事のなかから、その会議において選任された議事録署名人2人以上が議長とともに署名しなければならない。

第 5 章 評 議 員 及 び 評 議 員 会

(評 議 員)

第25条 この法人に、評議員8人以上10人以内を置く。

2 評議員は、理事会で選任し、理事長がこれを委嘱する。

3 評議員の構成は、同一の親族、特定の企業の関係者、所管する官庁の出身者又は同一の業界の関係者の数が、それぞれ評議員現在数の2分の1を超えてはならない。

4 評議員には、第14条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「役員」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

(評議員会)

第26条 評議員会は、評議員をもって構成する。

2 評議員会は、理事長が招集する。

3 評議員会を招集するには、評議員に対し、会議の目的たる事項及びその内容、並びに日時、場所を示して、あらかじめ文書をもって通知しなければならない。

4 評議員会の議長は、評議員の互選により定める。

5 第21条から第24条までの規定は、評議員会についてこれを準用する。この場合において、これらの「理事会」とあるのは「評議員会」と、「理事」とあるのは「評議員」とそれぞれ読み替えるものとする。

(諮問事項)

第27条 評議員会は理事長の諮問事項に応じ、事業の運営に関する事項を審議する。

2 理事長は、この寄附行為に別に定めるもののほか、次の事項を諮問しなければならない。

(1) 事業計画及び予算に関すること。

(2) 事業報告及び決算に関すること。

(3) その他この法人の運営に関する重要な事項で理事会において必要と認めるもの。

(解 任)

第28条 評議員に、評議員としてふさわしくない行為があったときは、理事会及び評議員会において理事現在数及び評議員の現在数の4分の3以上の同意により、その評議員を解任することができる。

2 前項の規定により評議員を解任しようとするときは、その評議員にその旨をあらかじめ通知するとともに、解任の議決を行う理事会及び評議員会において、その評議員に弁明の機会を与えなければならない。

第 6 章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第29条 この寄附行為は、理事会において、理事4分の3以上の同意を得、主務官庁の認可を得なければ変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

第30条 この法人は、民法第68条第1項第2号から第4号までの規定によるほか、理事会において、理事4分の3以上の同意を得、主務官庁の許可があったとき解散する。

2 解散のときに存する残余財産は、理事会の議決を経、主務官庁の許可を得て、鹿児島県に寄附するものとする。

第 7 章 雑 則

(委 任)

第31条 この寄附行為の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

附 則

1 この法人の設立当初の役員は、第12条第2項の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、第14条第1項の規定にかかわらず、設立後最初の理事会までとする。

2 この法人の設立当初の会計年度は、第11条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から昭和51年3月31日までとする。

昭和50年 7月21日

設 立 者 鹿 児 島 県
代 表 者 鹿 児 島 県 知 事 金 丸 三 郎

附 則

この寄附行為は、昭和59年 3月31日から施行する。

附 則

この寄附行為は、昭和60年 6月24日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成 2年 6月20日から施行する。

附 則

- 1 この寄附行為は、平成11年 7月 1日から施行する。ただし、改正後の第12条第 5項の規定は平成11年 8月 5日から施行する。
- 2 この寄附行為の施行時に、すでに役員である者については、評議員会において選任されたものとみなす。
- 3 この寄附行為の施行時の評議員は、別紙評議員名簿のとおりとし、その任期は、第25条第 4項の規定にかかわらず平成12年 6月30日までとする。

附 則

この寄附行為は、平成17年 4月 1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成19年 4月 1日から施行する。